

業務概要

目的

東京都は「東京都福祉のまちづくり条例」(1995)を制定し、バリアフリーの整備基準を定め、届出制度等によりバリアフリー整備を推進してきた。にもかかわらず、必ずしもそれらのバリアフリー施設・設備を必要としない健常者等が使用する「不合理な使用」のために、移動や利用に困難のある人に対して有効に機能していない状況が指摘されている。しかし、それらの実態が明らかにされていないために、有効な対策が実施されていないことから、バリアフリー施設・設備の利用状況の実態把握を行った。

概要

①定点観測調査

バリアフリー施設・設備(6種類)について、1日(8時間)の利用状況を記録した。

②同行利用調査

車いす使用者が物販・飲食店に行き、出入りの可否と実際の利用状況を体験し、実態と原因等を記録した。

定点観測調査

定点観測調査の概要

調査対象施設：公共施設(5施設)、大規模商業施設(5施設)、駅(6駅)、駐車施設(4施設)

調査対象設備：エレベーター、だれでもトイレ、エスカレーター、誘導用ブロック、スロープ、車いす使用者用駐車スペースの6設備。

調査方法：調査時間は10時から18時とし、利用者の属性、本来使用を想定した人(本来使用者)の阻害の内容を記録した。

定点観測調査の結果概要

エレベーター

車いす使用者の利用は、1施設当たり0～4人と少なく、阻害の状況は発生しなかった。一方高齢者の利用が4～17%、商業施設ではベビーカー利用者が7～23%あった。

だれでもトイレ

車いす使用者の利用は、1施設当たり0～2人と少なかったが、商業施設では「待つ、諦める」といった阻害状況が発生した。

*なお、車いす使用者(18名)に対して、バリアフリー施設・設備の「不合理な使用」体験を、別途メールによるアンケートで聴取したところ、「エレベーター」で月1回以上体験している人が94%、「だれでもトイレ」では83%あった。

同行利用調査

同行利用調査の概要

調査対象地区：新宿、町田、吉祥寺、自由が丘、浅草、銀座の6地区

調査対象店舗：物販(127店、内入店調査79店(62%))、飲食店(129店、内入店調査38店(29%))、全256店中、117店(46%)に入店した。

調査方法：車いす使用者と記録者の2名を1グループとし、2グループで実施した。

*入店に際しては事前の連絡は行わず、利用客として実際に買い物か飲食をして確認した。

同行利用調査の結果概要

- ・車いす使用者が入ろうと思った店舗の約45%にしか入れなかった。(但し悉皆調査ではない)
- ・阻害要因の多くは、敷地境界や出入口の段差等で78%である。
- ・バリアフリーの経路や設備がある場合でも、案内が見つけにくい場合もあることから、店員や管理者の意識の啓発も重要であり、接遇にもつながると考えられた。

すりつけブロックはあるが、段差解消ができていないため、入店できない事例

